

## ② 派遣労働者

労働者派遣法の改正により、派遣元事業主は「派遣労働者と派遣先労働者を比較して、その待遇差について不合理な相違を設けてはならない」とされています。また、派遣先の通常の労働者と同視すべき派遣労働者については、すべての差別的取り扱いが禁止されます。

このルールを順守するに当たって、派遣元事業主は「派遣先労働者との均等・均衡による待遇」又は「派遣元での労使協定に基づく一定水準を満たす待遇」のいずれかを確保しなければなりません。

施行：2020年4月1日～

## ③ 説明義務の強化

事業主は、雇用するパートタイム・有期雇用労働者、派遣労働者から求めがあったときは、待遇の相違の内容や理由などを説明する義務があります。また、事業主は、説明を求めたことを理由として不利益な取り扱いをしてはなりません。

## ④ 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続(行政ADR)の規定の整備

均等・均衡待遇規定、待遇差の内容や理由に関する説明義務の強化についても助言・指導・勧告の対象とし、また、労働局長による紛争解決援助や調停に関する規定を整備しました。

## 21 多様な正社員

## 多様な正社員とは

一般的に、正社員は、①労働契約の期間の定めがない、②所定労働時間がフルタイムである、③直接雇用である者をいいます。

多様な正社員とは、いわゆる正社員(従来の正社員)と比べ、配置転換や転勤、仕事内容や勤務時間などの範囲が限定されている正社員のことを指します。

多様な働き方を採用すると、優秀な人材の確保や労働者のワークライフバランスの支援に役立ちます。

- 勤務地限定正社員：転勤するエリアが限定されていたり、転居を伴う転勤がなかったり、あるいは転勤が一切ない正社員
- 職務限定正社員：担当する職務内容や仕事の範囲が他の業務と明確に区別され、限定されている正社員
- 勤務時間限定正社員：所定時間労働がフルタイムでない、あるいは時間外労働が免除されている正社員
- いわゆる正社員：勤務地、職務、勤務時間がいずれも限定されていない正社員



## 22 フリーランス

## フリーランスとは

主に実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者をいいます。

- 令和3年3月26日に、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省の連名で「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」が策定されました。

契約上・仕事上のトラブルに関するご相談はこちらから

「フリーランス・トラブル110番」 TEL 0120-532-110

(受付時間 11:00~19:30/土日祝日を除く)

